

# 取締役会の書面決議 の実例 2

制度調査部  
堀内 勇世

## 【要約】

- 会社法では、いわゆる「取締役会の書面決議」が導入されている。
- これは、会議を実際に開催しなくても、取締役会決議があるとする制度である。
- 取締役会の書面決議は、会社内部のことなので、外部からはどの程度利用されているのか、わかりにくい。
- 適時開示書類（プレス・リリース）から見つかった事例を紹介するとともに、日本監査役協会のアンケート結果から該当する部分を紹介する。

## 1. 取締役会の書面決議とは

○会社法では、会議を実際に開催しなくても、取締役会決議があるとする制度が認められている。

○これが、いわゆる「取締役会の書面決議」である（会社法 370 条）。「取締役会決議の省略」などと呼ばれることもある<sup>(注1)</sup>。

(注1) 例えば、相澤哲（法務省大臣官房参事官）他「新会社法の解説（8）『株主総会以外の機関〔上〕』」（旬刊商事法務 No. 1744（2005.10.5）87～104 ページ、特に 103 ページ）参照。

○この「取締役会の書面決議」とは、以下の要件をすべてみたした場合、現に会議を開催しなくても、取締役会決議があったものとみなされる制度である<sup>(注2)</sup>。

①定款の定め

②取締役が取締役会決議の目的事項について行った提案について、当該議決に参加できる全取締役が書面又は電磁的方法により同意すること

③業務監査権限を有する監査役が設置されている場合にあっては、各監査役が、取締役会決議の目的事項について特に異議を述べないこと<sup>(注3)</sup>

(注2) なお以下のレポート参照。

- ・「取締役会議事録と取締役会の書面決議」（横山淳、2006.2.21 作成）
- ・「取締役会の書面決議と定款変更」（堀内勇世、2006.2.21 作成）

(注3) 業務監査権限のある監査役に限られることについては、相澤哲（法務省大臣官房参事官）・葉玉匡美（法務省民事局付検事）・郡谷大輔（前法務省民事局付）編著「論点解説 新・会社法」（2006年、商事法務）の368ページや、相澤哲（法務省大臣官房参事官）他「新会社法の解説（8）『株主総会以外の機関〔上〕』」（旬刊商事法務 No. 1744（2005.10.5）87～104ページ、特に103ページ）参照。また、389条参照。

## 2. 取締役会の書面決議の実例

○取締役会の書面決議は、会社内部のことなので、外部からは実際に利用されているのかわからない。

○しかしながら、「取締役会の書面決議の実例」（堀内勇世、2006.10.31 作成）を作成以降にも、取締役会の書面決議が上場会社において実際に利用されたことを示すものが見つかったので、紹介する。

会社名	適時開示書類（プレス・リリース）
さが美（8201）	「自己株式の取得に関するお知らせ」 【平成19年（2007年）4月2日】
カウボーイ（9971）	「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」 【平成19年（2007年）9月7日付】
アトラス（7866）	「ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ」 【平成19年（2007年）10月3日付】

○以下に、該当箇所を引用する。

### <さが美>

当社は、平成19年4月2日、会社法第370条（取締役会の決議に替わる書面決議）による決議によって、会社法第165条第3項の規定により、読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を買い受けることを決定いたしましたのでお知らせいたします。

#### <カウボーイ>

当社は、会社法第 370 条の規定に基づき、取締役会を開催することなく、書面による提案を行い、平成 19 年 9 月 7 日までに全取締役より書面による同意を取得し、第三者割当による新株式の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本提案に関し、監査役からの異議はございませんでした。

#### <アトラス>

当社は本日、当社取締役会の書面決議において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、以下のとおり、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対してストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権について、募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、承認を求める議案を、平成 19 年 10 月 30 日開催予定の当社第 22 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第 361 条の（取締役の報酬等）に該当します。そのため、取締役及び監査役の報酬等の額につきましても、平成 19 年 10 月 30 日開催予定の当社第 22 回定時株主総会に提案することも併せて決議いたしております。

### 3. 日本監査役協会のアンケート

- 「社団法人日本監査役協会」の「ケース・スタディ委員会」が、平成 19 年（2007 年）10 月 11 日付けで作成した「**会社法施行後における監査役監査の実践事例 調査結果**」（注 4）の中に関連する箇所が存在する。

（注 4）日本監査役協会の次のホームページ参照。

[http://www.kansa.or.jp/siryou/elibrary/el\\_007\\_071207.html](http://www.kansa.or.jp/siryou/elibrary/el_007_071207.html)

- その中の「解説編」の 4 ページには、次のような記述が存在する。

#### 3-1. 書面決議を利用する場合

書面決議を利用する機会については、以下のような場合が挙げられている。書面決議の利用について予め明確な基準を定めている事例もある。

- ① 決議を必要とする期限までに、定足数を満たすことができず取締役会を開催することができない場合
- ② 既に取締役会にて決議した事項の軽微な修正を行う場合
- ③ 書面決議の方法であっても的確な意思決定を行えるものと取締役会議長が判断した場合

- ④ 大災害への緊急支援決定の決議のように緊急を要する場合
- ⑤ 停止条件付の決議事項で、停止条件が解除されたため、追認が必要な場合

### 3-2. 書面決議された事項

以下のような事項について、書面決議を利用している事例がある。

- ① 重要な使用人の人事
- ② 組織変更
- ③ 会計監査人の選任または不再任の決定方針

○また、「解説編」には、「3-3. 監査役の前対応」、「3-4. 書面等による取締役会決議における監査役としての問題点」などの記述も存在する。